

短期退職時の手数料の返戻金の取り扱いについて

求職者が自己の都合により又は就業規則違反等の求職者の責めに帰すべき事由により、短期退職（6ヵ月未満の退職）した場合には、紹介事業者は支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を求人者に払い戻すことを約する。

- ① 1ヵ月未満で退職した場合 賃金の70パーセントに相当する額
- ② 3ヵ月未満で退職した場合 賃金の50パーセントに相当する額
- ③ 6ヵ月未満で退職した場合 賃金の30パーセントに相当する額

ただし、求職者が、専ら求人者の都合により短期退職をすることとなった場合には、紹介手数料の返戻は行わない。